

消費性能適合性判定（第12条，第13条）

（単位：円）

申請の種類		適合性判定	計画変更に係る適合性判定	
工場等のみ	当該部分の床面積の合計 300㎡以上1000㎡未満	16,700	11,800	
	当該部分の床面積の合計 1000㎡以上2000㎡未満	27,100	19,100	
	当該部分の床面積の合計 2000㎡以上5000㎡未満	80,400	56,400	
	当該部分の床面積の合計 5000㎡以上10000㎡未満	128,000	90,000	
	当該部分の床面積の合計 10000㎡以上25000㎡未満	161,000	113,000	
	当該部分の床面積の合計 25000㎡以上	201,000	141,000	
上記以外	モデル建物法	当該部分の床面積の合計 300㎡以上1000㎡未満	110,700	77,600
		当該部分の床面積の合計 1000㎡以上2000㎡未満	145,700	102,100
		当該部分の床面積の合計 2000㎡以上5000㎡未満	235,700	165,100
		当該部分の床面積の合計 5000㎡以上10000㎡未満	309,000	216,000
		当該部分の床面積の合計 10000㎡以上25000㎡未満	371,000	260,000
		当該部分の床面積の合計 25000㎡以上	435,000	305,000
	標準入力法等	当該部分の床面積の合計 300㎡以上1000㎡未満	284,400	199,200
		当該部分の床面積の合計 1000㎡以上2000㎡未満	367,100	257,100
		当該部分の床面積の合計 2000㎡以上5000㎡未満	523,700	366,700
		当該部分の床面積の合計 5000㎡以上10000㎡未満	646,000	453,000
		当該部分の床面積の合計 10000㎡以上25000㎡未満	763,000	535,000
		当該部分の床面積の合計 25000㎡以上	871,000	610,000

備考

- 標準入力法等にはBEST省エネ基準対応ツールを含みます。
- 複数建築物に係る性能向上計画認定を受けた他の建築物について、性能向上計画認定と同じ計算方法で適合性判定を行う場合の手数料額は、「工場等のみ」の額です。
- 複数建築物に係る性能向上計画認定を受けた他の建築物について、性能向上計画の変更認定と同じ計算方法で計画変更に係る適合性判定を行う場合の手数料額は、「工場等のみ」の額です。
- 複合建築物（住宅部分と非住宅部分を含む建築物をいいます。）の共用部分について、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きい場合、非住宅部分とみなして算出した手数料額です。
- 内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に解放された開口部の面積の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した手数料額です。
- 増築又は改築の場合、適合判定手数料は当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した手数料額です。
- 規則第11条に規定する「軽微な変更」に該当していることの証明に係る手数料額は、「計画変更に係る適合性判定」と同額です。